

## 第32回 農業資材審議会農薬分科会

## 第 3 2 回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和 4 年 9 月 1 6 日（金）

場所：農林水産省消費・安全局第 3 会議室

（WEB 会議形式による開催）

時間：1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 3 5

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
  - ・アフィドピロペンを有効成分として含む農薬（新規）
- (2) 圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について（報告）
- (3) 農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における公表文献の取扱いについて（報告）
- (4) 農薬取締法第 3 9 条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について
  - ・酸化亜鉛を有効成分として含む農薬（新規）
  - ・チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）を有効成分として含む農薬（再評価）
  - ・チフルザミドを有効成分として含む農薬（再評価）
  - ・ブタクロールを有効成分として含む農薬（再評価）
- (5) その他
  - ・農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）についての意見・情報の募集について

#### 3. 閉 会

午後3時00分 開会

○楠川室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第32回農業資材審議会農薬分科会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の楠川と申します。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会はウェブ会議形式で開催いたします。また、公開で開催するということで、傍聴の方々にも参加いただいております。

委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただいた上で、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンがございますので、そちらを押していただければと思います。

なお、基本的には挙手制で進められればと思いますけれども、挙手以外でも、気になること等ございましたら、会議途中で御自身でミュートを外して発言いただいて構いませんので、そのほか何なりとお申し付けいただければと存じます。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブルがございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

万が一の回線トラブルの場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡を頂きますようお願いいたします。

出席状況でございますけれども、本日は現時点で、まず欠席の御連絡を頂いている方が委員1名、臨時委員1名です。五箇先生と三浦先生は、欠席と伺っております。そのほか、有江先生、小浦先生、山本先生については、後ほど御参加の見込みでございます。それを除きましても、本日、委員と臨時委員を合わせて20名のところ、現時点で15名の御参加を頂いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

さて、ここで農林水産省消費・安全局農産安全管理課長の石岡より御挨拶を申し上げます。

○石岡課長 皆さん、こんにちは。農産安全管理課長の石岡と申します。

この7月に着任いたしまして、本日が初めての農薬分科会となりますので、一言御挨拶申し上げます。

改めまして、委員の先生方におかれましては、本日はお忙しい中御出席いただきまして、

誠にありがとうございます。また、日頃から、農薬行政につきまして、御意見、御指導を頂いておりますことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、農薬は食料生産の上で大変重要な農業生産資材でございますけれども、生理活性を有するものでございますことから、農作物を通じまして、人の健康に悪影響を与えたり、あるいは環境へ悪影響を与えるといったことがないようにしなければいけないということで、これまでも関係府省が連携しまして、科学的知見に基づいてリスク評価、リスク管理を行ってきたというところでございます。

こうした中で、農薬の安全性を一層向上させるために、平成30年に農薬取締法が改正されました。法改正では、農薬の安全性に関する審査を充実するということが一つの柱となっております。本日は、法改正後初めて、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の3つの部会で審議いただいた農薬がございますので、後ほど御審議を頂きたいと考えております。

また、農薬取締法改正で導入いたしました再評価につきましては、順次手続を進めているところでございます。後ほど先生方に御報告いたしますけれども、今般、再評価としては初めて3つの成分につきまして、農業資材審議会に諮問いたしましたので、今後、専門的なお立場から最新の科学的知見に基づきまして御審議を頂きたいと考えております。

今後とも、先生方から様々な御意見を頂戴いたしまして、農薬行政を適正に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、本日の御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○楠川室長 それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料について御確認を頂きたいと思います。

資料1が議事次第。資料2が農業資材審議会農薬分科会委員名簿。資料3が農薬の新規登録に係る意見の聴取に係る資料、アフィドピロペンです。それにぶら下がる資料として、資料3-1がアフィドピロペンの農薬原体の組成に係る評価報告書。3-2がアフィドピロペン農薬使用者安全評価書。3-3がアフィドピロペン農薬蜜蜂影響評価書。3-4がアフィドピロペンを含有する申請農薬の使用方法及び薬効・薬害試験結果概要ということでございます。続きまして、資料4が圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について。資料5-1と5-2が公表文献の取扱いに関してでございます。5-1の方は農薬使用者安全評価部会、5-2の方は農薬蜜蜂影響評価部会でござい

ます。6-1から6-3までは諮問に関する資料でございまして、6-1が農薬の登録に係る意見の聴取について、6-2が農薬の再評価に係る意見の聴取について、6-3として、これらの農薬に関する情報を取りまとめまして、農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問についてということで作成しております。そのほか、参考資料の1から8までございますが、こちらについては御紹介は省略させていただきます。

それでは、これからの議事進行は赤松分科会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○赤松分科会長 赤松です。皆さん、よろしくお願いいたします。

今日は、皆様お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

この度は、農薬分科会をオンラインで開催いたします。進行中にシステム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合には事務局に御対応いただきますので、あらかじめ御承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございますように、まず1番、農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、2番、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項についての報告、3番が、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における公表文献の取扱いについての報告、4番が農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてです。

また、そのほかにおきまして、前回の農薬分科会で御審議いただきました農薬の補助成分の取扱いに関連しまして、事務局より御報告があるとのことでした。

限られた時間内ではございますが、活発な意見交換を是非よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての議論に入りたいと思います。

今回は、アフィドピロペンを有効成分として含む農薬の登録について、令和3年10月29日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がなされております。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○楠川室長 第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づいて、事前に皆様に利益相反の状況について確認を頂きました。

その結果、本田委員、坂委員、住田委員より、利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認しましたことを御報告いたします。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは、本田委員、坂委員、住田委員につきましては、この議題に係る審議が行われている間は、審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、アフィドピロペンを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

事務局より御説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 農薬審査官の西岡でございます。

私の方から本件を御説明申し上げます。

資料としては、資料3となります。今回、アフィドピロペンにつきましては、農薬原体部会、使用者安全評価部会、蜜蜂影響評価部会、3つの部会での審議を経て、分科会で審議いただきます初めての剤でございます。

資料として、資料3に審議事項、経緯、本剤の概要、3つの部会での評価の概要、農薬取締法第4条第1項各号に対しました判断結果、別紙として、今回審議の対象となりました農薬、セフィーナDCという1剤ですが、そういったものを取りまとめた資料を作成しております。

本資料につきましては、本日御審議いただきまして了承を得られました際には、答申書の一部としてまとめさせていただく予定としております。

そのほか、資料3-1から資料3-3として、農薬原体部会、使用者安全評価部会、蜜蜂影響評価部会の各評価書、資料3-4として、農林水産省及び農林水産消費安全技術センターで審査を行った薬効・薬害試験の結果の概要を取りまとめた資料を参考として添付させていただいております。

それでは、資料3です。

本剤、審議事項につきましては、農薬取締法第3条第1項の規定に基づく新規申請を受けた有効成分について、農薬の登録に関する意見の聴取となっております。

本剤は、令和2年12月に申請を受けて、令和3年10月に農業資材審議会への諮問を行っております。

農薬原体部会につきましては、令和4年1月に第9回部会において審議を頂いております。

使用者安全評価部会につきましては、令和3年11月に第2回部会で審議をいたしまして、パブリックコメントを経て、令和4年7月に第4回の評価部会において結果を取りまとめ

ております。

蜜蜂影響評価部会につきましては、令和3年12月の第2回部会において審議を行いまして、パブリックコメントを経て、令和4年6月に第4回評価部会で結果の取りまとめを行っております。

次に、本剤の基本的な情報でございます。

化学名、CAS番号、分子式、構造式等は、御覧のとおりとなります。今回、新規申請で、用途は殺虫剤となっております。作用機作に関しましては、害虫の聴覚、重力、平衡感覚、加速感、固有受容感覚と運動感覚に重要である弦音器官のTRPVチャネル複合体に作用するとなっております。本剤がその部分に結合しますと、TRPVチャネルの開閉が攪乱されまして、標的昆虫の摂食行動その他の行動が攪乱されるとされております。その結果として、害虫は脱水・飢餓等に陥り死に至ると考えられております。

IRAC、殺虫剤抵抗性対策委員会が分類を行っている分類コードでは、9Dに該当する剤でございます。

今回申請されている適用作物は、小麦、ばれいしょ、てんさいとなっております。

申請されている農薬は、別紙1に、先ほど申し上げたとおり、1剤が申請されております。

部会からの報告については、各部会から報告を行う予定となっておりますので、事務局からの説明は一旦ここで切らせていただきます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、各部会からの結果なんですけれども、まず農薬原体部会における議論の結果を代田委員から御報告いただきます。よろしくお願いたします。

○代田委員 農薬原体部会の審議に参加しております代田でございます。部会を代表しまして、アフィドピロペンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

まず、結論から報告させていただきます。

ただいま画面に出ておりますが、資料3の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるアフィドピロペンに設定することとし、組成分析の結果に基づきまして、930 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、②にお示ししておりますように、農薬原体中のアフィドピロペンの分析法は、ア

フィドピロペンの農薬原体をアセトニトリルに溶解し、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）により水及びアセトニトリル/水の濃度勾配で分離し、紫外吸収検出器、検出波長は230 nmでございますが、これによりアフィドピロペンを検出及び定量する。定量には絶対検量線法を用いるとすることが妥当であると判断いたしました。

次に、農薬原体の規格及び分析法の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は同じページの③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分アフィドピロペンの分析法のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が1001～1008 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性試験成績などを用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるアフィドピロペンの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較検討した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格及び分析法を提案させていただきました。

以上です。

○赤松分科会長 代田委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長をしております櫻井です。部会を代表いたしまして、アフィドピロペンの審議結果を御報告させていただきます。

先ほど経緯の御説明がありましたとおり、アフィドピロペンは、うちの部会で第2回と第4回において審議いたしました。

資料の4ページを出していただけますか。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定、それから急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定について、御報告いたします。

各毒性試験で得られた無毒性量のうちの最小量は、イヌを用いた1年間の反復経口投与



毒性試験の8 mg/kg体重/日でした。また、この無毒性量に近い投与量での吸収率は、雌で67.4%、雄で70.9%であったことから、平均を取りまして経口吸収率69.2%として補正を行い、安全係数100で除しまして、0.055 mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

それから、その下、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定についてでございます。

これは、アフィドピロペンの単回経口投与で生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値、これはラットを用いた血中プロラクチン濃度測定試験で、18.2 mg/kg体重でした。ここで得られた毒性所見を検討した結果、これを根拠としまして、先ほどのAOELを算出したのと同様、吸収率による補正を行いまして、安全係数100で除した0.13 mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

最後に、リスク評価結果です。

アフィドピロペンを有効成分として含む農薬について、適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推計いたしました。それで出てきた推定暴露量に対するAOELとAAOELとを比較しましたところ、いずれもその100%を下回っていました。

以上であります。

○赤松分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を與語委員から御報告いただきます。よろしく願いいたします。

○與語委員 農薬蜜蜂影響評価部会の審議に参加しております與語でございます。部会を代表して、アフィドピロペンの審議結果の報告をいたします。

資料3の5ページ目を御覧ください。また、併せて資料3-3がアフィドピロペンの農薬蜜蜂影響評価書になっていますので、それも御参照いただければ幸いです。

本剤アフィドピロペンについては、先ほど御説明がありましたけれども、令和3年12月1日開催の第2回農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会におきまして、本剤が蜜蜂の群れの維持に支障を及ぼすおそれについて審議しました。

アフィドピロペンは、これも先ほど説明がありましたように、IRACの9Dに分類されている、そういう作用機構を有するピロペン系の殺虫剤ですけれども、まずミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値の設定について、これは資料3の5ページの①の表、それを御覧ください。

提出された4種の室内毒性試験結果であります半数致死量、LD<sub>50</sub>とLDD<sub>50</sub>を基にして毒性評価値を定めました。それぞれ、この表にありますように、成虫の単回接触毒性で見ると、48時間のLD<sub>50</sub>で200 µg/bee、あとは成虫の単回経口毒性で見ると、同じく100 µg/beeですね。それから、成虫の反復経口毒性で見ますと、これは10日間のLDD<sub>50</sub>で考えると73 µg/bee/dayということになっております。さらに、幼虫の経口毒性は72時間のLD<sub>50</sub>を考慮して42 µg/beeということになっております。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、現行の毒性の強さ、いわゆるハザードによる評価を継続して成虫への単回接触及び経口毒性試験において、蜜蜂への毒性が比較的強い、具体的には11 µg/bee未満のものについては注意事項を付すこととしていますが、この①の表の毒性指標値を御覧になれば分かりますように、成虫の単回接触毒性と成虫の単回経口毒性、共にLD<sub>50</sub>の値が基準値としている11 µg/bee以上であったために、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③のリスク評価結果です。これも先ほど説明がありましたけれども、資料3でいくと12ページにありますアフィドピロペンを有効成分として含む農薬、具体的にはセフイーナDCというのがあります。それに関してですけれども、リスク評価が必要な適用、これはばれいしょになりますけれども、それについて予測式を用いて推計した暴露量、これを毒性指標値で除して、その数値と蜂個体、すなわち蜜蜂の成虫及び幼虫への影響が懸念される水準であるガイドラインで定めました0.4というのがあり、それと比較しました。その結果、評価が必要な適用方法は、本農薬の暴露経路である接触及び経口暴露経路において、蜂個体への影響が懸念される水準を超えないことを確認いたしました。

ちなみに、この薬剤を使う他の作物の麦とてんさいに関しましては、蜜蜂が暴露しないと想定されている作物です。そのため、アフィドピロペンは申請された適用方法に基づいて使用される限りにおいて、蜜蜂の群れの維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

アフィドピロペンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上となります。

○赤松分科会長 與語委員、ありがとうございました。

それでは、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 事務局より説明いたします。

農薬取締法第4条第1項各号には、農薬の登録を拒否すべき要件が定められております。

それについての判断の結果について、資料3の6ページ以降にまとめております。

本剤につきましては、4の(1)の①で御説明のありました規格に適合する農薬原体を用いて製造される別紙1の農薬について、以下のとおり判断できると考えております。

1番として、まず虚偽の事実でございますが、審査の結果、該当すると認められないと判断しております。

2番の基準適合試験、具体的にはG L P試験でございますが、こちらについても該当すると認められないと判断しております。

3番、本剤の薬効に関しましても、審査の結果、該当すると認められないと判断しております。

4番としまして、薬害でございますが、こちらも該当すると認められないと判断しております。

5番につきましては、4の(2)、(3)で御報告があったとおり、使用者安全評価部会、蜜蜂影響評価部会の評価の結果、該当すると認められないと判断しております。

6番については、食品経由での暴露に関する規定でございます。こちらは、別紙2(4)及び(5)、食品安全委員会の農薬評価書と薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の報告がありますが、その内容から、申請された使用方法で使用する限りにおいて、使用した農作物中の残留濃度に基づく食品からのアフィドピロペンの摂取量は、設定されておりますA D I (許容一日摂取量)及びA R f D (急性参照用量)を超えないことから、該当すると認められないと判断しております。

A D Iは0.08 mg/kg体重/日、A R f Dは0.18 mg/kg体重となっております。

残留農薬基準につきましては、7ページから9ページにかけて、今回申請されている作物、輸入される食品に関する基準も含めてお示ししております。

10ページ、7番としまして、これは土壌残留性に関する判断でございます。

こちらは審査の結果、畑地の圃場土壌残留試験におけるアフィドピロペンの50%消失期が、4つの土壌で試験をしておりますが、15日から41日ということで、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準の第2号(土壌中半減期が180日未満の場合)に照らしまして、該当すると認められないと判断しております。

8番につきましては、別紙2(6)中央環境審議会の審議結果でございますが、そちらで評価が行われております。水域の生活環境動植物、①番、鳥類、②番、それと野生ハナバチは②番の下のとおり、農薬登録基準が設定されておまして、それぞれ水域環境予測

濃度、鳥類及び野生ハナバチ類の予測暴露量が当該基準を下回っていることを確認されておりますので、該当すると認められないと判断しております。

9番につきましては、水質汚濁に関する規定でございます。こちら中央環境審議会の評価の結果、水質汚濁に係る農薬登録基準が設定されまして、アフィドピロペンの水質汚濁予測濃度が当該基準を下回っていることが確認されておりますので、該当すると認められないと判断しております。

10番につきましては、農薬の名称が、誤解を生じるおそれがあるかどうかですが、該当すると認められないと判断しております。

11番については、現時点において、本号の規定に基づく省令は定められていないので、審査の対象外としております。

事務局からの説明は以上となります。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいま御説明のございましたアフィドピロペンの登録につきまして、何か御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

小西委員、よろしく願いいたします。

○小西委員 ありがとうございます。

今、御説明の中に、資料3-4の薬効のところがなかったんですが、それに対して御質問してもよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 はい、結構です。よろしく願いいたします。

○小西委員 資料3-4のところの投映していただいている表ですね、表1-1で、対象病害虫の発生量として中とか少とか書いてございますが、これの基準となっている量は何匹ぐらいを中とするかとか、それから少とするかとか、そういうクライテリアがここにはなかったように思いましたので、教えていただければ有り難いです。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

事務局、よろしく願いいたします。

○西岡農薬審査官 事務局から回答いたします。

病害虫の薬効・薬害試験を行います試験圃場での病害虫の発生量というものについては、作物と病害虫の種類によって発生が程度が様々で異なるため、共通的な基準というのは定めておりません。試験実施者が判断をして、試験結果としてまとめてくるということになっております。

○赤松分科会長 それでよろしいでしょうか。

○小西委員 そうしますと、何かクライテリアみたいなものがないのでしょうか。判断される方だけの主観で決められるということになるわけですね。これは世界共通なんではないでしょうか。

○赤松分科会長 いかがでしょうか。

○西岡農薬審査官 発生状況の判断基準は世界的にどうなっているかは、把握はしていませんが、現状として明確なメルクマールというんですか、そういったものまでは策定していないということにしております。

なお、こういった形で報告を受けますけれども、発生量が多くなり過ぎると、効果が十分出ないような試験結果になる場合もあるので、そういったものについて、判断する目安に我々としては利用しているというところでございます。

○小西委員 よろしいですか。

科学的根拠に基づいてということが第一原則だと思いますので、何かしら説明するときには素人でも分かりやすい何かがあったら、より理解が深まるんじゃないかなというふうに思いますので、これからはそういう方向で考えていただければ有り難いです。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

確かに、中とか少ですと、はっきり分かりませんので、経験則だとしても、何か基準みたいなものがあればと思います。

天野委員、よろしく願いいたします。

○天野委員 恐れ入ります。日植防の天野でございます。

今、御質問のありました病虫害の発生量について、少しコメントさせていただきたいと思っております。

私ども日植防の方では、共通でこういった薬効・薬害の試験も承っております、その中で一応統一された調査方法等を基準として設けております。

それで、その効果の判定も、私どもの方で成績検討会という形で行っておりますが、審査の中でおおむねの目安というのは、各病虫害で、私はちょっと害虫の方は専門にしておりますので、はっきりと幾つというのは申し上げられませんが、例えば果樹病害であれば10%を超えるような発生がないと判定は無理だとか、例えば30%を超えてくると中程度の発生、あるいは多発生というような、ある程度の目安は設けております。

ただ、地域、あるいは品種等によって、多少は違ってきますので、検討会の中で複数の試験結果と見合わせながら、こういう判定でよろしいかということは、複数の目でチェックをしておるところでございます。

その発生量等を鑑みながら、その効果についても少発生の中で、たまたま効果で発生がゼロになったからといって、とてもよく効くよという判定にはならないとか、そういったようなことも検討項目として、検討会の中では専門の先生方から御意見を賜りながら成績をチェックしておるといような、そういうことが現状でございます。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

現状を御説明いただいて、ありがとうございました。

小西委員もよろしいでしょうか。

○小西委員 今のように、複数の専門家が最終的にチェックをしているということ、非常に重要なポイントだと思います。それから、何%ときちつとはその状況にもよりますから決められないんだけど、ある程度そういうインディケイトみたいなものがあるということは、今知りましたので、納得しました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

與語委員、お願いいたします。

○與語委員 與語です。

2つ質問があって、1つ目をまずお答えいただきたいんですけども、資料3の4ページ目の(2)の①と②ですけども、これは使用者安全評価部会ですので、基本的には経皮とか経気道とか、私が浮かぶのはその2つですけども、そういうところの暴露のことが最終的に結論の中では入ってくるはずで、それで実際、具体的に中の資料3-2だったか、見ていくと経皮のことも書いてあったりするんですが、このあたり、もう少しちょっと詳しく説明していただくと理解しやすいかなと思います。

まず最初の質問はそれです。以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

事務局、よろしくお願いいたします。

○西岡農薬審査官 事務局から説明申し上げます。

まず4ページ、2番、①で、毒性の暴露許容量を判断する基準に関しましては、基本的

には、経口投与した毒性試験の結果を用いております。

一方で、使用者の暴露というのは、鼻から吸い込むとか皮膚につくということで、暴露の経路が異なりますので、暴露量と経口で摂取した指標と直接比べることができません。使用者の評価部会では、動物代謝試験で腸管から吸収された吸収率、実際に体内に入った数値に補正をして指標を設定していただいております。

また、暴露量の方も、鼻から吸ったものについては100%体内に入る、皮膚についたものについては、皮膚からの吸収率で補正した暴露量を算出して両者を比較するというところで、3番のリスク評価の結果という形で判定をいただいていると認識しております。

以上でございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

與語委員、よろしいでしょうか。

○與語委員 よく分かりました。

これに関してはいいんですけども、もう一つだけ質問してよろしいですか。

○赤松分科会長 はい、どうぞ。

○與語委員 ちょっと細かいところになって申し訳ないんですけども、資料3-2を御覧いただいて、その表9なんですけれども……、よろしいですかね。

○與語委員

それを見ると、本当に素朴な質問ですけども、この農薬の適用作物に小麦とばれいしょとてんさいがあって、それぞれで表の左から6個目ぐらいに、防護装備なしの反復投与とかがあるのですけれども、これが小麦と、残りのばれいしょ、てんさいで、平面手散布と平面機械散布の、いわゆる数値が逆転しているのです、これはどのような理由で逆転しているかが分かると理解しやすいかなと思いました。御説明をお願いします。

以上です。

○赤松分科会長 事務局、御説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 暴露量に関してリスク評価を行う際には、それぞれの適用になった作物に応じて、暴露シナリオを設けております。その際に、使用者の暴露量というのは、農薬の面積当たりの使用量と使用量当たりの暴露量、それと1日当たりの作業面積の積で算出しております。

使用量当たりの暴露量、御指摘の手散布と機械散布に関しましては、手散布の方が高くなりますが、1日当たりの作業面積となりますと、手散布よりも機械散布の方がより広い

圃場で使用するということになります。

そのため、1日当たりの作業面積の差が大きくなるような作物、そういったシナリオを用いるものにつきましては、計算によっては機械散布の暴露量の方が手散布よりも多くなる場合があると承知しております。

○赤松分科会長 與語委員、いかがでしょうか。

○與語委員 分かりました。

当然それぞれの作物、主産地も随分違いますし、そういうところが影響しているんだなということが今の説明で分かりましたので、大丈夫です。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかに、先ほど夏目委員、お手が挙がっていましたでしょうか。

○夏目委員 細かいことなんですけれども、内容に直接関わることではないんですが、資料3の3ページの上の方に、有効成分の化学名というところがありますけれども、その一番下の行のメチルの後ろにイコールが入っているんですが、これはいいのかなと思ひまして、ちょっと調べてみたら、今年3月の中央環境審議会の小委員会のとは同じ表記になっているんですけれども、今回の資料3-1の中に書かれているIUPACの英語名を見るとイコールは入っていないので、そこはスペースにした方が正しいんじゃないかなと思ひまして、もし何か、そういうものだということだったら構わないんですが、確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

事務局、よろしいかどうかということですが。

○西岡農薬審査官 こちらについては、英語名、IUPACについては、イコールではなくて間が空いているだけになりますけれども、和訳する際にISOの部会等でルールを設けておりまして、その際はイコールで結ぶというルールでやっていますので、こういう表記になっているかと思ひます。

○夏目委員 分かりました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

私も前からイコールは入っていたような気はいたします。

ほかにございませんでしょうか。



ございませんようでしたら、議論も大体出たようですので、まず御賛同いただけますでしょうか。

御賛同いただけるようでしたら、本分科会の答申といたしまして、委員の皆様には既にお送りしておりました、答申案をこちらの画面にもお示しいただけますでしょうか。

今画面にお示ししておりますが、これは読んでいただけますか。

○西岡農薬審査官 では、農薬の登録について（答申）ということで、令和3年10月29日付け3消安第3956号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、アフィドピロペンを有効成分として含む農薬については、農薬取締法第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

○赤松分科会長 委員の皆様、このとおりでよろしいでしょうか。

御異議がございませんでしたら、このとおりとさせていただきます。

なお、先ほど御審議いただきました資料3が答申の別添となります。よろしいですか。

なお、答申文につきまして、一部表現上の修正が必要となった場合は分科会長一任でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、アフィドピロペンの登録につきまして、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

では、次は議題2に移りたいと思います。

議題2の圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項についてです。

令和4年9月2日に開催いたしました農薬使用者安全評価部会におきまして、圃場における農薬使用者暴露試験を実施するに当たり、対象農薬の使用実態を適切に反映した試験となるように留意すべき事項を取り決めておくべきと考えられる点について審議し、決定した内容についての御紹介です。

この結果につきまして、農薬使用者安全評価部会の美谷島委員から御説明をお願いいたします。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会に参加しております美谷島でございます。部会を代表いたしまして、圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項に

ついて、部会決定事項を報告させていただきます。

本件は、令和4年9月2日開催の第5回の農薬使用者安全評価部会で議論いたしました。

農薬使用者への影響評価は、毒性試験の結果から、AOEL及びAAOELを設定し、その値と農薬使用者の暴露量を評価し、暴露量がAOEL及びAAOELを超えないものについて登録できる仕組みとなっております。

資料4を御覧ください。

暴露量の算出に当たっては、1、背景の記載にあるとおりでして、農薬使用者の暴露量は基本的には、対象となる作物や散布方法に応じて定められた予測式によって推定の可能であることとともに、対象の農薬について、実際に圃場における農薬使用者の暴露試験が実施され、登録を取得する作物・使用方法での暴露量が推定できる場合には、その結果を評価に利用できることと定めております。

欧州も同様の考え方を取っており、第1段階のモデルにより算出される暴露量に比べて、より信頼性が高く、かつ、より実態を反映した暴露量が推定できる場合には、圃場試験から得られる暴露量を評価に用いることとなっております。

資料の2ページを御覧ください。

今後、我が国で評価を受ける農薬についても、暴露試験が実施され、その結果を評価に採用する場合には、実施された試験の信頼性が高く、かつ、実態を反映したものである必要がございます。

しかしながら、圃場の状況、農薬の使用実態は各国で様々であるため、詳細な試験条件はOECDのガイダンスには定められていません。我が国の試験方法も、OECDのガイダンスを元に作成したものであり、同様の状況でございます。

このため、対象農薬の暴露試験の実施に当たって、使用実態を適切に反映した暴露試験が設計され、その実施状況を適切に報告できるように留意すべき事項を整理したいということが背景でございます。

2の基本的な考え方です。

我が国の試験方法は、OECDのガイダンスを基に作成したものであり、現時点で基本的な事項を変更する必要はないと考えています。

他方、我が国の代表的な栽培方法で栽培された農産物に、一般的な方法で農薬を使用する形で暴露試験を実施できるように通知を補完する形としました。

3番です。暴露試験を実施するに当たり留意すべき事項についてです。

これまでに御説明した国際的な状況、基本的な考え方を踏まえまして、具体的な留意すべき事項を別紙のとおりとしました。

別紙の詳細につきましても、農薬使用者安全評価部会で専門の先生方に御確認いただき、決定したところでございますが、国内外の暴露試験の実施に係る科学的知見の集積や技術的な進歩、我が国の栽培体系や使用方法の変化等を踏まえて、必要に応じて留意すべき事項を見直すこととしています。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

圃場における農薬使用者の暴露試験に関する留意すべき点でしたけれども、與語委員、お願いいたします。

○與語委員 與語です。

今の説明でよく分かったんですけども、ちょっと細かいところで質問があるんですけども、その後の方についている別紙の表の7ページ目⑥の2行目、「ミニポンプで散布開始から終了まで吸引し、」とありますが、そのぐらいが決められていて、例えばどのぐらいの吸入量だとか、そういう細かい条件とかは特には決められていないか、記録すればいいとか、その辺のところはどういうふうになっているんでしょうか。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

御説明は事務局の方からでしょうか。

○大竹係長 事務局の大竹と申します。

吸入暴露のエアースAMPLING法の吸引量については、今回の資料では省略している参考という部分に詳しく記載してございまして、「少なくとも毎分2リットルの吸引が可能で、4時間以上連続して吸引可能なポンプを使用すること」としています。

以上でございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

與語委員、よろしいでしょうか。

○與語委員 與語ですけども、それが先ほど説明があったように、各国いろんな違いがあるんですけども、日本だとそれが妥当かなというようなことで、2リットル/分で、4

時間でしたか、そういうところがあるという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○赤松分科会長 それでよろしいですか。

○西岡農薬審査官 理解のとおりでございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

本田委員、よろしく願いいたします。

○本田委員 ありがとうございます。

基本的な考え方、それから留意すべき事項、御説明いただいたところには疑問はないのですが、少し具体的な話なのですが、2ポツの基本的な考え方の4つ目の丸にございますように、「欧州のガイダンスも適宜、参考にする。」と書いておられますけれども、欧州におきましては、インナーにおける暴露量を皮膚暴露量として評価しているというふうに聞いております。

日本においても、実際の暴露量をより反映できるインナーによる評価も検討するべきではないかというように思うんですが、この辺は何か今後検討されていかれるのでしょうか。

○赤松分科会長 事務局、いかがでしょうか。

○西岡農薬審査官 今回取りまとめました留意すべき事項に関しては、試験実施に関する事項として取りまとめたものでございます。

御指摘のインナーの暴露量と毒性指標を直接比較する評価方法等、明確に説明したガイダンス等は、当方確認できておりません。ただ、評価方法やデータ要求について、今後そういったガイダンスはリバイスされるなど、我が国の評価方法を見直す必要が生じてくれば、別途、農薬使用者安全評価部会においても審議いただきたいとは考えております。

○本田委員 農薬使用者安全評価部会においても検討の可能性があるということですね。

ありがとうございました。

○赤松分科会長 ありがとうございました。今後の検討事項ということだと思います。

ほかにございますでしょうか。

ございませんようでしたら、議題2を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議題3の農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における公表文献の取扱いについてに入りたいと思います。

令和3年9月22日に本分科会で決定いたしました公表文献の収集、選択等のためのガイドラインに沿って提出される公表文献を、各部会での評価に活用するに当たり、取り決めておくべきと考えられる点について審議し、決定した内容についての御紹介です。

農薬使用者への影響評価に関しましては、令和4年9月2日に開催されました農薬使用者安全評価部会において、そして、農薬の蜜蜂への影響評価に関しましては、令和4年8月5日に開催されました農薬蜜蜂影響評価部会において、それぞれ決定したものでございます。

まず初めに、農薬使用者安全評価部会の議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。お願いいたします。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会に参加しております美谷島でございます。部会を代表いたしまして、こちらの農薬使用者安全評価部会での公表文献の取扱いについて、部会決定事項の報告をさせていただきます。

農薬使用者安全評価部会での公表文献の取扱いについては、令和4年5月17日開催の第3回、7月22日開催の第4回及び9月2日開催の第5回の計3回の部会で議論しました。

農薬使用者安全評価部会では、農薬分科会で決定しました公表文献の収集、選択等のためのガイドラインに基づき、申請者から提出された公表文献を農薬使用者への影響評価においてどのように取り扱うかを議論しました。

資料5-1を御覧ください。

1から4で毒性評価における公表文献の取扱いの基本的な考え方を整理しました。

まずG L P基準に従って実施された試験の結果、これは安全性試験成績ですが、その結果を適切に評価することを基本としつつ、評価の目的との適合性、結果の信頼性があると判断した公表文献を農薬使用者への影響評価の検討対象とすること。そして、検討対象となった公表文献については、結果の再現性、安全性試験成績との整合性、結果の毒性学的意義等を踏まえて、評価への使用可能性を総合的に判断すること。さらに、農薬使用者への影響評価においては、食品安全委員会における評価と共通な事項が多いことから、食品安全委員会のガイダンスで定める基本的な考え方及び評価結果を参考とすることとしました。

その上で、農薬使用者の評価の観点から、農薬使用者安全評価部会における留意する事項を検討しました。

具体的には、資料の5ポツを御覧ください。

まず（１）の評価の目的との適合性についてです。

農薬使用者影響評価の観点から、A O E L及びA A O E Lの検討に使用可能な「人に対する影響に関する研究」に関する公表文献であって、評価に使用する観点で妥当な被験物質、試験系等を実施されたものであることが必要となります。

次に、（２）の食品安全委員会の評価において、検討対象外となり得る公表文献のうち、農薬使用者安全評価部会で検討対象となるかの判断を行う必要がある公表文献についてです。

具体的には、このアからウでありまして、ア、動物を用いた経口投与以外の毒性分野の文献。イ、製剤を用いた毒性分野の文献。そして、ウ、コホート研究、症例対照研究、横断研究、症例報告等の疫学研究に関する文献のうち、暴露経路が食品以外の文献の３種類の文献については、食品安全委員会で検討対象外となった場合でも農薬使用者安全評価部会で検討対象とするかを判断することといたしました。

最後に、６ポツ、疫学研究についてです。

先行して農薬の評価に活用している欧米の評価結果も参照しつつ、我が国の農薬使用者への影響評価という観点から、我が国の農薬の使用実態、これは使用方法とか使用量等に照らし、当該疫学研究における農薬の使用方法等に留意し、審議することとしました。

以上でございます。

○赤松分科会長 どうも美谷島委員、ありがとうございました。

それでは次に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を與語委員から御報告いただきましたと思います。よろしくお願いたします。

○與語委員 農薬蜜蜂影響評価部会の審議に参加しております與語でございます。農薬蜜蜂影響評価部会、以下、蜜蜂部会と呼称させていただきますけれども、それを代表いたしまして、公表文献の取扱いについて蜜蜂部会の決定事項の報告をいたします。

蜜蜂部会では、公表文献の取扱いについて、令和３年４月１４日開催の第１回及び令和４年８月５日開催の第５回で議論いたしました。

資料５－２を御覧ください。

部会での議論において、主なポイントとしては２点あります。

１つ目のポイントは、この資料５－２の１ポツの（１）評価の目的との適合性についてです。

分科会決定の公表文献の収集、選択等のためのガイドラインがありますけれども、これ

においては、蜜蜂部会における評価目的への適合性を分類する指標については、具体的に明確には定められていません。そこで、蜜蜂部会における評価目的への適合性を分類する指標について、審議の上、決めました。

アに示しましたように、「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」において、「家畜としてのミツバチを保護する観点から、評価対象は養蜂に用いられるミツバチ（セイヨウミツバチ）とする。」としていることを踏まえまして、試験生物としましては、セイヨウミツバチ、学名では*Apis mellifera*になるのですけれども、それを用いた公表文献を審議の対象としました。

また、評価目的への適合性を分類する指標として、続くイに記載のとおり、ミツバチ影響評価における室内毒性試験の毒性指標、具体的には半数致死量であるLD<sub>50</sub>、又はLD<sub>50</sub>を指標としました。

そして、公表文献の収集、選択等のためのガイドラインに基づき実施した全文による適合性に基づく分類、これはDA、Detailed Assessmentということになるのですけれども、それで適合性区分のa及びbに分類された公表文献を審議の対象としました。

2つ目のポイントですけれども、これは（2）の結果の信頼性の確認方法についてです。

これに関しましては、分科会決定の公表文献の収集、選択のためのガイドラインにおいては、文献の信頼性の確認には、評価目的への適合性において、区分aに分類した文献については、論文の信頼性を評価する方法として、国際的に用いられていますKlimisch基準というのがあるのですけれども、Klimisch基準における分類を参考として、適切な分類基準を設定して、信頼性を評価するとされています。

一方、蜜蜂への影響を報告した公表文献について、結果の信頼性を確認するに当たっては、必ずしもこのKlimisch基準での分類、経過のみでは十分とは言えずに、Klimisch基準による信頼性の確認に加えて、蜜蜂を用いた毒性試験の設計も加味した信頼性の確認方法を定める必要があると判断いたしました。

そのため、結果の信頼性については、この1の2に記載のとおり、Klimisch基準に加えて、ミツバチ毒性試験における試験生物、同等条件、齢数、これは日齢ですけれども、又は被験物質、試験期間、試験温度とか、それから陰性対照区、これは設定の有無だとか、それからあと死亡率、今画面で見せていただいているちょうど別紙に入っているところですが、そういうのを幾つかピックアップして説明していますが、それについても確認することとして、信頼性の確認に当たっては、この別紙に大きく1、2、3、4と4つ

の項目がありますけれども、この確認シートを用いてOECDによってガイドラインにおける主な必要条件を確認することとしました。

この手順に従って確認した別紙の確認シートに記載された信頼性に関する情報を部会での審議資料として、農薬ごとの蜜蜂の影響評価における毒性指標の設定への活用の是非を審議することとしました。これが1ページ目の2ポツに書いてあることとなります。

農薬蜜蜂影響評価部会での公表文献の取扱いについての部会決定事項の概要は、以上となります。

○赤松分科会長 與語委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま2部会での公表文献に関する検討結果の御報告がありましたけれども、何か御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、ただいまの御報告に基づいて、これからよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題4の農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入りたいと思います。

令和4年9月12日付で農林水産大臣より諮問を受けておりますことを委員の先生方に御報告いたします。

それでは、諮問の内容につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 事務局より説明いたします。

資料については、資料6-1から6-3を準備しております。

まず資料6-1ですが、こちらについては、先ほど分科会長から報告のありました諮問文のうち、新規の有効成分、酸化亜鉛に関する諮問書でございます。

資料6-2については、今回、再評価に関して諮問をいたしました3つの有効成分についての諮問書を付けております。

資料6-3に今回諮問いたしました剤の概要等について、まとめた資料としております。

今回、諮問いたしました新規の登録として、酸化亜鉛、再評価として、チオベンカルブ、チフルザミド、ブタクロールについて、諮問をさせていただきました。これらについては、今後、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会の三部会で審議をする予定としております。



次に、別添として各剤の概要について取りまとめているので、それぞれについて御説明申し上げます。

まず新規の有効成分、酸化亜鉛ですが、令和4年5月に申請を受理しております。

剤の概要としては、構造等はお示ししたとおりで、用途としては殺菌剤となります。

作用機作については、まだ明らかになっておりませんが、植物病原菌に対しては多作用点接触活性を有するのではないかと考えられているようです。FRACという殺菌剤抵抗性対策委員会における分類におきましては、現状まだ分類をされていないというものになります。

本剤については新規の申請で、申請されている農薬は、後ほどお示ししますけれども、別紙1に示した1剤が申請されております。

適用作物としては桃で、使用方法としては、散布という農薬になります。

海外、国内登録状況については、どこも行ったことがない新規の剤となっております。

次に、チオベンカルブでございます。

本剤につきましては、昨年、令和3年12月に再評価のための試験成績等の提出を受理しております。

本剤につきましては、用途は除草剤。作用機作は、チオカーバメート系除草剤でありまして、超長鎖脂肪酸の合成酵素を阻害するというので、植物を枯死させると考えられております。

HRACの分類、除草剤抵抗性対策委員会の分類ですが、こちらの分類では15に分類されております。

本剤は、1970年に登録をされている剤でございます。現在、再評価の対象となっている登録農薬は8剤となっております。主に水稻、麦類、豆類等に使用されておりまして、水稻の場合は湛水散布、畑地の場合は土壌処理等で使用される剤となっております。

海外の評価、登録状況でございますが、現状としては、米国で水稻の登録を有しております。

国内の評価状況に関しましては、2010年から2014年にかけて、食品安全委員会、厚生労働省、環境省、それぞれで評価がなされている状況の剤でございます。

次に、チフルザミド、これも同じく昨年12月に再評価のための試験成績等の提出の受理をしております。

本剤については、殺菌剤となります。

作用機作は、酸アミド系となりまして、ミトコンドリア内膜の電子伝達系複合体Ⅱ（コハク酸脱水素酵素）を阻害することによって、菌のエネルギー代謝を妨げて、殺菌効果を示すと考えられております。

こちらは、F R A C分類では7に分類されております。

本剤の登録は、初回が1998年で、現在18剤の登録がございます。

適用作物としては、水稻、ばれいしょ、芝等で、水稻の育苗箱処理ですとか、茎葉への散布で用いられる剤でございます。

本剤は、海外においては登録を有しておらず、日本のみの登録になります。

国内においては、食品安全委員会、厚生労働省は比較的最近、2019年から2020年にかけて評価を受けております。環境省の評価については、2012年から13年にかけての評価でございます。

次に、ブタクロール、これも令和3年12月に資料の提出を受けた剤でございます。

こちらも除草剤で、酸アミド系除草剤、H R A C分類15になる剤でございます。

本剤の登録年は1973年、現在、登録農薬数は18ございます。

適用作物等は主に水稻で、使用方法としては湛水散布が主となります。

本剤は、海外の登録としては、海外には登録がない状況でございます。

国内評価状況につきましては、2011年から2013年にかけて、食品安全委員会、厚生労働省、環境省においてそれぞれ評価がなされております。

別紙として、それぞれ酸化亜鉛については申請を受けた農薬、再評価を受ける農薬については、現状、登録を有していて再評価を受ける対象となっている農薬の一覧を付けております。

今回は、再評価について諮問をいたしました。参考資料7に、再評価の一般的な流れを参考として付けております。今回、再評価の申請として申請資料を受け付けまして、その確認を終え、今回諮問をさせていただいたという状況でございます。

これに並行しまして、環境省への資料の送付ですとか食品安全委員会の評価の要請を行う予定としておりまして、今後、再評価がそれぞれの4府省で行われる予定となっております。

それぞれの評価が終わった段階で、また今回、議事の1で御審議いただいたように、審議の結果を取りまとめて、本分科会で審議いただくことを予定しております。

事務局からの説明は以上となります。

○赤松分科会長 どうも御説明ありがとうございました。

今回、初めて再評価のものが出てまいりまして、その進め方についても御説明を頂きましたが、何か御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 質問なんですけれども、先ほど3ページ目のチオベンカルブでは、欧州で登録なしで、2011年失効とかがありますけれども、ほかのところで、海外で登録なしとか、あたりするんですけれども、何かチオベンカルブについて理由とか明確なものが分かっていたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○西岡農薬審査官 現状として、ここに記載しているのは、例えば米国とか欧州等の情報として確認できているものを記載しております。チオベンカルブにつきましては、2011年にボランタリーに失効したという明確なことが記載されており、記載させていただいておりますが、ほかのものについては明確に情報が記載されていない状況でございます。

ただ、通常、水稻に使われる剤でございますので、海外での申請をした、登録を受けようとした経験がない剤である可能性も高いと思っております。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

○與語委員 與語ですけれども、今の説明で結構です。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。

ごいませんようでしたら、ただいま御説明のありました酸化亜鉛、チオベンカルブ、チフルザミド及びブタクロールにつきましては、それぞれ原体部会と使用者安全評価部会、蜜蜂影響評価部会の3つの部会でそれぞれ御審議を頂き、審議結果を後日の分科会で御報告いただきたいと思いますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

本日予定しておりました審議事項は以上なのですが、そのほかの議題といたしまして、1件、事務局より委員の先生方に御説明したいことがあるということです。

事務局より御説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 農薬対策室の山原でございます。

参考資料 8 に基づきまして、御報告をしたいと思います。

前回の農業資材審議会農薬分科会におきまして、農薬の補助成分の件を御議論いただきました。その結果を受けまして、農薬取締法における省令を検討中でございますので、その状況を御報告いたします。

当該省令の案は、9月13日から国民の皆様からの意見、情報を募集しており、参考資料 8 は、その資料でございます。

お配りしております資料の 8 ページを御覧いただければと思います。

検討中の省令案の概要のページでございます。

こちらのページの下の方になるのですが、2 (2) におきまして、前回の農薬分科会での検討状況を記載しております。前回、農薬の補助成分に対しまして、より一層の安全性向上のため切替を促す対象を御議論いただきまして、33の物質につきまして御了承いただきました。

これらのいずれかが全重量の0.1%以上含まれている農薬につきましては、切替を促すこととしておりますが、登録の観点から、農薬取締法第4条第1項第11号の登録拒否基準として規定するものでございます。

御参考まで補足を申し上げますと、分科会での御議論の結果と省令で規定しておりますものとの間で、物質の数や名称が異なっておりますが、これは法令技術的な問題が原因でございます。

お配りしております資料の最後のページになるのですが、16ページを御覧になっていただければと思います。

こちらの資料で省令で規定をされております成分名と審議会資料の成分名の比較表を掲載しております。御参考として御紹介いたします。

また、ページが前後して大変恐縮でございます。8 ページに、またお戻りいただければと思います。

今回、新しく設けます省令には、もう一つの柱がございます。環境省の所管ではございますが、御紹介をいたします。

2の(1)でございます。

平成30年の法改正により、農薬の審査の対象が水産動植物から生活環境動植物に拡充がなされました。農薬取締法第4条第1項第8号には、生活環境動植物に関する登録拒否基準が定められておりまして、毒性の強さや毒性の持続性の観点という、主に化学農薬を想

定した規定がございます。

一方、「天敵」を使用することによって当該天敵が増殖する等によって間接的な影響が生じる場合についても明確化する必要がございます、今般、省令として定めるものでございます。

冒頭申し上げましたとおり、こちらの省令案につきましては、現在パブリックコメント中でございます。国民の皆様から頂きました御意見を踏まえつつ、所要の手続を経まして、省令として公布予定でございます。

御報告は以上でございます。

○赤松分科会長 どうも御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの天敵と補助成分の御説明につきまして、何か御質問、御意見などがございましたら、お願いいたします。

梅田委員、よろしく申し上げます。

○梅田委員 補助成分についてちょっと教えていただきたいのですけれども、今、30物質が補助成分についてリストが示されたかと思うのですけれども、この中の物質名を見ますと、不純物として認められるようなものと、ちょっとかぶるのかなと思ったところもありまして、そういったところはこういった整理をされているのか、教えていただきたいのですけれども。

○赤松分科会長 事務局、いかがでしょうか。

○山原課長補佐 事務局でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

お示しいたしました省令案では、農薬原体を除く部分を対象にしておりまして、先生御指摘の原体を製造する際に生じます不純物につきましては、この省令で定める基準の対象とはなっておりません。一方で、御指摘の不純物の安全性につきましては、農薬原体部会で御評価いただく枠組みとしております。

そのような農薬原体部会で御評価いただくということ、そして、こちらの省令で規定をするところ、2つで農薬の製剤全体の安全性をより一層向上させる仕組みであるということをし添えたいと思います。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでよろしいでしょうか。

○梅田委員 分かりました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんようでしたら、これで本日の議事は以上となります。

そのほか、先生方から何かございますでしょうか。全体を通じてでも結構ですけれども。

ございませんようですので、進行役を事務局にお返しいたします。

○楠川室長 本日は、熱心に御議論を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様に御確認をいただきました後、公開となります。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後4時35分 閉会